

開発工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書

※ 都市計画法第37条第1号の規定により開発工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設について、下記の条件を附して承認したので通知します。

年 月 日

姫路市指令土 第4－ 号

姫路市長

印

申請者住所・氏名	
1 開発許可番号 年 月 日	姫路市指令土 第1－ 号 () 年 月 日
2 建築物又は特定 工作物の敷地の 所在地及び面積	平方メートル
3 予定建築物の用途	
4 予定建築物の棟 数及び戸数	
5 申請の理由	
※ 承認に附した条件	

※備考

注 ※印の欄は、記入しないで下さい。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。